

# 4章

## プロジェクト実施者の義務

# プロジェクト実施者の義務

森林管理プロジェクトでは、吸収された炭素が森林に固定されたままであること（＝吸収量が永続的に保持されること）を前提としてクレジット認証が行われています。

そのため、プロジェクト実施者（プロジェクト実施者が複数存在する場合は、その代表者。以下、同様。）は、森林による吸収量の永続性が担保されるように、認証期間中や認証期間終了後も、実施しなければならない措置があります。

また、第3章 IV「4. 再造林した林分の取り扱い」で説明したとおり、標準伐期齢等までの炭素蓄積量を実質的な排出量の算定に使用した場合は、標準伐期齢等になるまでの間は森林が健全に生育していることを報告する必要があります。これらの手続をまとめると、以下のとおりです。

実施すべきこと	対象者	提出が必要な期間	提出頻度	提出期限
①森林経営計画等の提出	全員	認証期間中及び認証期間終了後 10 年間	毎年 1 回	翌年度の 6 月 30 日
②森林状況等の報告	全員	認証期間終了した翌々年度のみ	1 回	翌々年度の 6 月 30 日
③実施地の譲渡による義務の承継及び誓約書の提出	実施地の譲渡があった実施者	認証期間中及び認証期間終了後 10 年間 再造林モニタリング期間中	譲渡後、遅滞なく	
④（吸収量を消失させる行為を行った場合）消失相当分の補填	土地転用等があった実施者	認証期間中及び認証期間終了後 10 年間 再造林モニタリング期間中	後述	後述
⑤自然攪乱等発生時の報告	自然攪乱等があった実施者	認証期間中	後述	発生後、速やかに
⑥（FO-001 で主伐後再造林林分を除外した場合）再造林の届出	FO-001 実施者のうち該当者のみ	除外した林分の再造林が完了するまで	再造林の実施ごと	再造林実施翌年度の 6 月 30 日
⑦（FO-001 で主伐後再造林林分を除外し、再造林を実施した場合）実質的な排出量の報告	FO-001 実施者のうち該当者のみ	除外した林分の再造林が完了するまで	再造林の実施ごと	再造林実施年度の認証を実施した翌年度の 6 月 30 日
⑧（FO-001 で主伐後再造林林分を除外し、実質的な排出量を報告した場合）林分の概況がわかる写真の提出	FO-001 実施者のうち該当者のみ	再造林モニタリング期間中	林齢により 毎年又は隔年	翌年度の 6 月 30 日

資料はいずれも制度管理者に対して提出しますが、宛先が異なるため注意が必要です

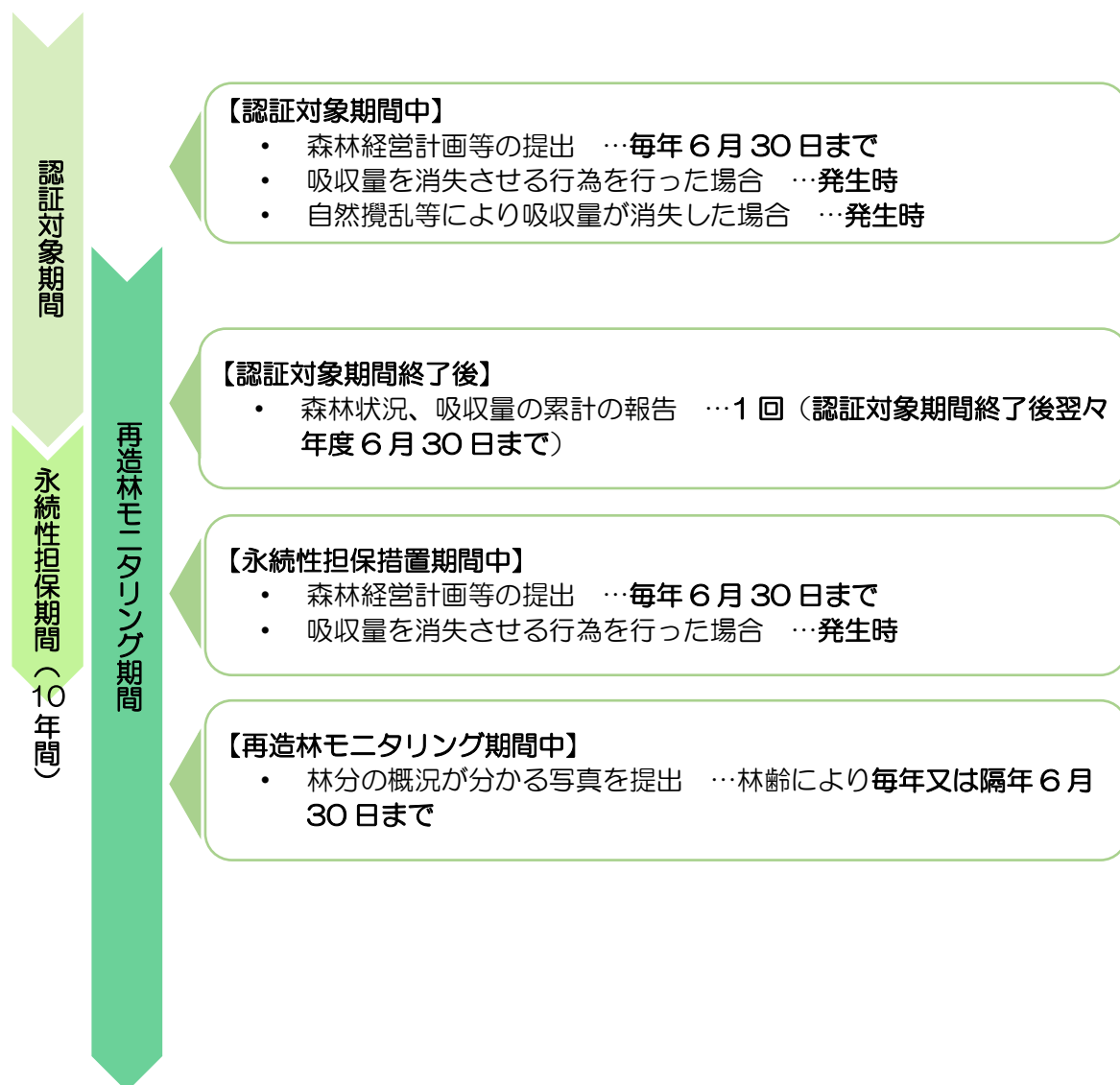
## ⑥⑦以外について

お問い合わせ先	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 サステナビリティコンサルティング第 1 部 J-クレジット制度事務局
TEL	050-5281-7588
E-mail	jcre-info@mizuho-rt.co.jp
受付時間	平日 9:30~12:00、13:30~17:30

⑥⑦

認証対象期間及びその終了後 10 年間、再造林モニタリング期間中にプロジェクト実施地の譲渡があった場合は随時対応が必要となります。

(参考) 永続性担保等のための手続の流れ



## 1. 森林経営計画等の提出〈全員必須〉

全てのプロジェクト実施者は、認証対象期間中と、認証対象期間終了日から10年間は、持続性を担保するため、毎年度、必要な書類を、翌年度の6月30日までに制度管理者に提出する必要があります。

具体的な提出頻度等は以下のとおりです。

### 〈提出対象期間及び頻度〉

認証対象期間中及び認証対象期間終了日から10年間：毎年度1回

### 〈提出期限〉

翌年度の6月30日まで

なお、森林経営計画の変更によりプロジェクトに大幅な変更が生じるおそれがある場合には、6月30日を待たずに速やかに森林経営計画の写しを提出する必要があります。

### 〈提出対象〉

提出する資料は、それぞれ以下のとおりです。

森林管理プロジェクトに係る報告及び資料提出について（*）
毎年度（4月1日から3月31日まで）の「プロジェクト計画の登録を行う森林」を含む森林経営計画
「プロジェクト計画の登録を行う森林」を含む森林経営計画の（変更）認定書
プロジェクト実施地の伐採届（主伐、間伐を実施した場合）
プロジェクト実施地の造林届（造林を実施した場合）

\* J-クレジット制度 HP から様式をダウンロードして、新たに作成するもの

➤ J-クレジット制度 HP

<https://japancredit.go.jp/application/document/forest.html>

（方法論 付記4-2）

(参考)「森林管理プロジェクトに係る報告及び資料提出について」の様式

J-クレジット制度管理者 行

森林管理プロジェクトに係る報告および資料提出について

年 月 日

(プロジェクト登録番号)  
 (プロジェクト実施者名)  
 (担当者名)  
 (電話番号)  
 (Eメールアドレス)

J-クレジット実施規程(プロジェクト実施者向け)の8.1.2及び8.2に規定について、下記の通り報告します。

1. 該当年度の「プロジェクト計画を登録した範囲の森林」(※1)における森林施業の実施状況

確認項目	(チェックが「あり」の場合)の提出書類(※2)																																				
<p>(1)森林経営計画の変更又は更新                      → <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり</p> <p>対象期間に有効であった<u>全ての(変更・更新前のもも含む)</u>森林経営計画の計画認定番号、計画(変更)認定日、計画期間を下表に記入(複数の森林経営計画がある場合は森林経営計画毎にご記入下さい)</p> <table border="1" data-bbox="296 1050 948 1447"> <thead> <tr> <th>計画認定番号</th> <th>計画(変更)認定日*</th> <th>計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>*対象期間より前の認定又は変更認定である場合は直近の日付を記入</p>	計画認定番号	計画(変更)認定日*	計画期間																																		<p>・森林経営計画                      ・経営計画(変更)認定書(※3)</p>
計画認定番号	計画(変更)認定日*	計画期間																																			
<p>(2)主伐(皆伐及び択伐を含む)の実施                      → <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり</p> <p>(3)間伐の実施</p>	<p>・伐採届</p>																																				

(参考)「森林管理プロジェクトに係る報告及び資料提出について」の様式

→ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
(4)造林の実施 → <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	・造林届
(5)主伐及び造林について、以下に該当する場合は理由をご記入ください。 ①該当年度に、森林経営計画では <u>予定されていた主伐又は造林を実施しなかった。</u> (例：小林班 99-99 において、想定以上の積雪のため施業できず、次年度に実施予定。経営計画は変更中) 〔 〕 ②該当年度に、森林経営計画では <u>予定されていなかった主伐又は造林を実施した。</u> (例：小林班 99-99 において、昨年度の想定以上の積雪のため施業できず、本年度に実施。経営計画は変更中) 〔 〕	-

2. その他確認事項

\* 下記の 2.(2)～(4)が「あり」の場合は、下記右欄に記載された資料と併せて「プロジェクト計画変更届」(J-VER からの移行プロジェクトの場合は「プロジェクト内容変更届」)をご提出ください。

\* 1.(1) 森林経営計画の変更又は更新 または下記の 2.(5)が「あり」の場合、プロジェクト計画変更届(内容変更届)の提出は、次回のクレジット認証申請の際でも構いません。

確認項目	チェックが「あり」の場合の提出書類 (※2)
(1)該当年度における森林経営計画の空白期間 (有効な森林経営計画がない期間) → <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (空白期間：____年 ____月 ____日 ～ ____年 ____月 ____日)	・[資料 2]違約事象を行わないことの誓約について ・[資料 3]森林経営計画の非継続が発生した理由について (※4)
(2)該当年度における「プロジェクト実施地」(※1)の譲渡等の有無 → <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (譲渡人：____) (譲渡日：____) (対象林班：____)	・誓約書 (※5)
(3)該当年度における「プロジェクト実施地」(※1)の収用の有無 → <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (対象林班：____)	-

(参考)「森林管理プロジェクトに係る報告及び資料提出について」の様式

(具体的な内容：_____)	
(4)該当年度における「プロジェクト実施地」(※1)での 自然攪乱の有無 → <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (対象林班：_____) (具体的な内容：_____)	-
(5)代表者・担当者の変更 → <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (変更内容：_____)	-

(※1)「プロジェクト計画を登録した範囲の森林」及び「プロジェクト実施地」の意味は参考資料1及び参考資料2を参照すること

(※2) 2.(2)の「誓約書」(プロジェクト実施地における譲渡等があった場合に必要)は電子データ(PDF)及び原本郵送とし、その他の資料については電子データで提出すること。

(※3) 対象期間中に有効であった全ての森林経営計画及び計画(変更)認定書を提出すること。

\*変更履歴のある森林経営計画については、変更内容を全て反映した「プロジェクト計画を登録した範囲の森林」全体が分かる文書を提出すること(変更内容のみを記した文書は不可)。

\*対象期間中に森林経営計画が更新された場合は、新旧両方の森林経営計画及び経営計画(変更)認定書を提出すること。

\*対象期間中に森林経営計画の変更・更新がなく、対象期間に有効であった森林経営計画及び計画(変更)認定書を既に提出済みであれば、再提出は不要。

(※4) 制度管理者(もしくは制度事務局)から連絡を受けた後、該当資料を提出すること

(※5) 譲受人がJ-クレジット制度の約款(プロジェクト実施者向け)を遵守する契約主体としての地位を承継することを内容とする誓約書を提出し、加えて、別途これに係る義務を継承することを内容とする誓約書を提出すること。

## 2. 認証対象期間終了後の森林の状況等の報告〈全員必須〉

全てのプロジェクト実施者は、プロジェクト認証対象期間が終了した翌々年度の6月30日までは、認証対象期間終了時の森林状況及び認証対象期間中の吸収量の累計を制度管理者に対して報告します。

これは、認証対象期間中の全体を通してクレジットが過剰発行になっていないことを確かめるためのルールです。例えば、認証対象期間が8年間のプロジェクトにおいて、5年目までの吸収量を100t-CO<sub>2</sub>と算定して6年目に認証を受け、100t-CO<sub>2</sub>のクレジットが発行された後、6年目から8年目までにプロジェクト区域内で主伐を行い200t-CO<sub>2</sub>の排出があった場合等で問題となります。吸収量の認証申請をいつどのようなタイミングで行うかはプロジェクト実施者の判断に委ねられていますが、6～8年目の最後の3年分の吸収量の申請を行わないままだと、実質的に排出逃れになってしまいます。こうした事態を避けるため、FO-001においては、認証対象期間全体を通じた吸収量の累計を計算し、それを認証対象期間が終了した翌々年度の6月30日までに報告させることで、いわばクレジットの“精算”を行う決まりになっています。

なお、この精算の結果、プロジェクト全体の吸収量がマイナスとなった場合は、そのマイナスを補填する必要が発生します。上記の例ではトータルでマイナス100t-CO<sub>2</sub>の排出となるため、100t-CO<sub>2</sub>についてはクレジットを補填する必要があります。

### 〈提出対象期間及び頻度〉

認証対象期間の終了後：該当年度に1回のみ

### 〈提出期限〉

認証期間終了の翌々年度の6月30日まで

### 〈提出対象〉

- 森林状況（最後の認証申請から認証対象期間終了時までの森林経営計画、同認定書、伐採届及び造林届等主伐や施業の状況がわかる資料）
- 認証対象期間中の吸収量

（方法論 付記4-2）

### 3. 再生林モニタリング期間中の写真の提出＜該当者のみ＞

方法論 FO-001 において、主伐後に再生林を計画する林分を、「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外し、再生林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を実質的な排出量の算定に使用したプロジェクト実施者のみが対象となります。

該当するプロジェクト実施者は、再生林モニタリング期間（再生林をした林分の林齢が標準伐期齢等に到達するまでの期間）を通じ、再生林をした林分の現況がわかる写真を提出する必要があります。

具体的な提出頻度等は以下のとおりです。

#### ＜提出対象期間及び頻度＞

- ・ 10年生に達するまでの期間：毎年度1回
- ・ 12年生から再生林モニタリング期間の終期までの期間：隔年度1回

#### ＜提出期限＞

翌年度の6月30日まで

#### ＜提出対象＞

林分の概況がわかる写真（①か②のいずれか）で、写真ごとに、撮影の日時・位置がわかる情報を合わせて保存したもの。

##### ① 地上での写真撮影の場合：

デジタルカメラを用いて、林齢に応じて、撮影するものは以下のとおり。

##### ・ 林齢が10年生以下の場合：

当該林分の植栽、下刈り等の実施状況が分かるように撮影した写真

##### ・ 林齢が11年生以上の場合：

林内・林床の様子が分かるように撮影したもの（1枚）

林冠の状態が分かるように、林内・林床の様子の撮影と同じ方角で、水平又は斜め上向きで撮影したもの（1枚）

##### ② 空中からの写真撮影の場合：

ドローン等で撮影した空中写真や衛星画像のうち、樹冠の状況から当該林分が伐採、開発、自然攪乱等による影響を受けていないことが目視により確認できるもの。

このほかに、当該林分の森林の所有権を有するプロジェクト実施者が、再生林モニタリング期間中に当該林分を第三者に譲渡した場合は、後述の「4. 実施地の譲渡による義務の継承及び誓約書の提出」に準じて対応する必要があります。

（方法論 付記6）

## 4. プロジェクト実施地の譲渡による義務の承継及び誓約書の提出<該当者のみ>

プロジェクト実施地に係る森林の所有権を有するプロジェクト実施者が、認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間に、第三者に当該プロジェクト実施地を譲渡した場合は、制度管理者に届出を行い、約款（プロジェクト実施者向け）を遵守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、譲受人から制度管理者に対して、譲受人が約款（プロジェクト実施者向け）を遵守する契約主体としての地位を承継すること及びこれに係る義務を継承することを内容とする誓約書を提出させる必要があります。

このため、譲渡の際には、譲受人に対し、これらの対応についての説明をする必要があります。

なお、方法論 FO-001 において、主伐後に再造林を計画する林分を、「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外し、再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を実質的な排出量の算定に使用したプロジェクト実施者が、再造林モニタリング期間中に当該林分を第三者に譲渡した場合は、これに準じた対応が必要です。

### <提出対象期間及び頻度>

認証期間中及び認証期間終了日から10年間：プロジェクト実施地を譲渡した場合

### <提出期限>

プロジェクト実施地の譲渡後、遅滞なく

### <提出対象>

- ・ 森林管理プロジェクトに係る報告及び資料提出について  
（「森林管理プロジェクトに係る報告及び資料提出について」の様式の詳細は、「1. 森林経営計画等の提出<全員必須>」参照）
- ・ 譲受人がJ-クレジット制度の約款（プロジェクト実施者向け）を遵守する契約主体としての地位を承継することを内容とする誓約書
- ・ 譲受人が義務を継承することを内容とする誓約書

（方法論 付記 4-2）②）

## 5. 吸収量を消失させる行為に対する補填<該当者のみ>

プロジェクト実施者は、クレジットとして吸収量が認証された森林の吸収量を消失させる行為を行った場合は、定められた期限内に消失したクレジット量を補填する必要があります。

自然攪乱が生じた場合や、森林病虫害対策等として法令その他規定等（国又は地方公共団体が発出する文書に限る）に基づいて主伐を行う場合はプロジェクト実施者の責に帰さないため、補填する必要はありませんが、別途、制度管理者に対して適切に報告等を行う必要があります。

☞詳細は「6.自然攪乱等発生時の報告<該当者のみ>」を参照

クレジットを消失させる事象		補填すべきクレジット量	履行期限
①	認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間に、当該プロジェクト実施地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（森林経営計画に基づかない主伐や伐採後の放棄）等吸収効果を消失させる行為を行った場合	当該行為が行われた林分において発行されていたJ-クレジットと同量	制度管理者が補填を求めてから40営業日以内
②	プロジェクト認証対象期間が終了した翌々年度の6月30日までに報告（方法論 付記4-3）②に定める報告）することとなっている認証対象期間中の吸収量の累計が、発行されたJ-クレジットの量よりも少なかった場合	吸収量と発行されたJ-クレジットの量の差分に相当する量	認証対象期間が終了した翌々年度の9月30日まで（J-VER制度から移行したプロジェクトも同様）
③	認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間に、プロジェクト実施地に係る森林経営計画の認定が取り消された場合、若しくは、認定が継続されなかった場合	森林経営計画の認定が取り消されたり、継続されなかった林分において発行されていたJ-クレジットと同量	制度管理者が補填を求めてから40営業日以内
④	プロジェクトが方法論適用条件を満たさなくなった場合	当該プロジェクトで発行されていた全J-クレジットと同量	
⑤	その他、認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間に、プロジェクト実施地において森林の持続的な管理を怠り、吸収量を著しく損ねた場合		
⑥	<FO-001で主伐後に再造林を計画する林分を、「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外したプロジェクト実施者のみ> 再造林モニタリング期間中の以下に該当した場合 ア. 主伐を実施した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に再造林を実施しなかった場合 イ. 土地転用及び主伐等吸収効果を消失させる行為を行った場合 ウ. 当該林分における森林の適切な管理を怠り吸収量を著しく損ねた場合	ア. 主伐林分の排出量相当分のJ-クレジット量と同量 イ～エ. 当該行為が行われた林分における実質的な排出量の算定に使用した再造林林分の標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量の合計に相当する量のJ-クレジットと同量	制度管理者が補填を求めてから40営業日以内

<p>エ. 野生鳥獣の食害により植栽木の樹高が胸高に達する前に成林が見込めなくなり、改植等の森林再生に向けた努力が放棄された場合</p> <p>オ. 再造林後に成林が見込めなくなり、当初再造林した樹種より標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量が小さい樹種を改植または補植した場合</p> <p>カ. 再造林後に当該林分の標準伐期齢等が若齢方向に変更された場合</p>	<p>イ. 再造林林分の標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量と改植又は補植した樹種の林分全体の同炭素蓄積量との差分に相当するJ-クレジット量</p> <p>ク. 再造林時点の標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量と変更後の同炭素蓄積量との差分に相当するJ-クレジット量</p>	
--	---	--

前表の①において、森林経営計画に基づかない主伐は補填の対象となりますが、森林経営計画に基づく主伐は、持続的な林業経営の一環として行う適切な主伐とみなされるため、補填義務は発生しません。

前表の②は、「2. 認証対象期間終了後の森林の状況等の報告<全員必須>」で説明したとおり、プロジェクト全体の吸収量がマイナスとなった場合にそのマイナス分については補填する必要があります。

前表の③は、第1章Ⅲ「適用条件5 持続性の担保」で説明したとおり、FO-001に基づくプロジェクトは、認証対象期間中及びその後の10年間において、継続的に森林経営計画を立て続ける必要があります。森林経営計画が更新できない場合や、一部の区域について森林経営計画から外れてしまった場合は、そこで発行していたクレジット量を補填する必要があります。森林経営計画の認定が取り消されたもしくは継続されなかった期間があるが、その後、再び森林経営計画が認定された場合で、認証対象期間中の森林経営計画の非継続期間に主伐が行われたときは、当該主伐による排出量を算定し、プロジェクト認証対象期間が終了した翌々年度の6月30日までに報告することとなっている認証対象期間中の吸収量の累計（「2. 認証対象期間終了後の森林の状況等の報告<全員必須>」参照）から控除する必要があります。

前表の⑥において、FO-001で主伐後に再造林を計画する林分を、「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外した場合は、i)再造林を行わなかったとき、ii)土地転用等吸収効果を消失させたとき、iii)森林の適切な管理を怠り、吸収量を著しく損ねたとき、iv)野生鳥獣の食害により植栽木の樹高が胸高に達する前に成林が見込めなくなり、改植等の森林再生に向けた努力が放棄されたとき、v)当初再造林した樹種に比べて、標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量が小さい樹種を改植又は補植したとき、vi)再造林した林分の標準伐期齢等が若齢方向に変更されたとき、それぞれ補填義務が発生します。一般的には、森林管理プロジェクトにおいて自然災害や野生鳥獣による被害を受けた場合、プロジェクト実施者の責に帰し得ないとみなされ、プロジェクト実施者が制度管理者に対して被害状況を報告することによりバッファ管理口座から無効化されます。しかしながら、FO-001において主伐後に再造林を計画する林分を、「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外し、再造林林分の標準伐期齢等までの炭素蓄積量を実質的な排出量の算定に使用した場合、プロジェクト実施者は標準伐期齢等までの森林の育成を行って初めてクレジット保有の正当性が担保されることを踏まえると、バッファ管理口座で対応する範囲は、自然災害等、真に不可避なケースに限定する必要があります。このような観点から、野生鳥獣による食害被害を受けた後に森林の生育が図られないケースについては、

バッファー管理口座からの無効化ではなく、プロジェクト実施者自らがクレジットを補填するルールとなっています。

前表の①～⑥に該当した場合、補填の方法は、以下の2通りです。

- **発行されたクレジットが第三者に移転される前の場合**  
プロジェクト実施者が所有するJ-クレジットを、制度管理者が強制的に取り消すことで補填されます。
- **①では必要なクレジット量が不足する場合や、既に第三者に移転されている場合**  
プロジェクト実施者は、不足分相当量の制度管理者が指定するJ-クレジット（原則として森林分野の方法論に基づくプロジェクトにおいて認証されたもの）を調達し、これを制度管理者に対して無償で譲渡するか、又は、制度管理者が指定する方法で取り消すことで、補填する必要があります。

（方法論 付記4-4）

## 6. 自然攪乱等発生時の報告<該当者のみ>

プロジェクト実施地において、認証対象期間中に収用や自然攪乱などが生じた場合、プロジェクト実施者は、クレジットの補填等は必要ありませんが、以下の対応を速やかに取る必要があります。ただし、自然災害による被害等の影響によりプロジェクト実施地への立入りが制限される場合や被害を受けたプロジェクト実施地の区域の特定が困難な場合など、一定期間を経過しなければ以下の措置を講じることができないときは、その旨を制度管理者に報告するとともに、以下の措置が講じられるまでの間、検証申請を行うことができません。

**<対象事由>** ※いずれも、プロジェクト計画作成時に知りえなかった場合などに限ります。

- ・ プロジェクト実施地が公道用地又は送電線用地等へ転用されることが決定した場合
- ・ 自然攪乱が生じた場合
- ・ 森林病虫害対策等として法令その他規定等（国又は地方公共団体が発出する文書に限る）に基づいて主伐を計画又は実施する場合

**<プロジェクト実施者が速やかに講じるべき措置>**

- ① 当該箇所をプロジェクト実施地から除外する。
- ② 当該箇所において発行されていたクレジットの量を把握し、根拠となる資料を付して制度管理者に報告する。

なお、森林経営活動（FO-001）で主伐後に再生林を計画する林分を、「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外した場合は、植栽木が標準伐期齢等に育つまで継続的に森林の生育状況をモニタリングする必要がありますが（再生林モニタリング期間）、その過程において収用などの避けがたい土地転用や自然攪乱など、プロジェクト実施者の責に帰しない事由により当該林分の育成が図られなくなった場合は、以下の対応が必要です。

**<プロジェクト実施者が速やかに講じるべき措置>**

当該林分における標準伐期齢等の炭素蓄積量に相当するクレジット量を、根拠となる資料を付して制度管理者に報告する。

※シカ等による食害被害により林分の成長が阻害された場合は、プロジェクト実施者の責によらない事由とはみなされない。このような場合、プロジェクト実施者は改植等により森林再生を図るべきであり、その努力が放棄された場合は、バッファ管理口座から無効化を行うのではなく、プロジェクト実施者自らがクレジットの補填を行う必要がある。

（方法論 付記5）

## バッファ管理口座

森林管理プロジェクトから発行されるJ-クレジットのうち3%は、自然攪乱や収用などの避けがたい土地転用が生じた場合に備えて、制度管理者によって自動的にJ-クレジット登録簿上のバッファ管理口座に確保されます。

これらは、必要に応じて、制度管理者により、バッファ管理口座から無効化口座に移転されることとなり、プロジェクト実施者自ら手続をすることはありませんが、制度管理者が適切に無効化できるよう、プロジェクト実施者は方法論（付記5）第2項の規定にしたがって、「当該箇所において発行されていたクレジットの量を把握し、根拠となる資料を付して制度管理者に報告する」必要があります。ここでは、どのような場面にバッファ管理口座にあるクレジットが無効化口座に移転されることとなるか、簡単に確認しておきましょう。

### <無効化口座に移転される場面と移転対象となるクレジット量>

- **林野庁等が公表する公的統計等に基づき、森林面積に対する自然攪乱面積等の割合が算定された場合：**  
当該年度までに発行した森林クレジットの全クレジット量に対する当該割合分のクレジットを無効化口座に移転
- **自然攪乱の発生等についてプロジェクト実施者から報告があった場合：**  
自然攪乱等の発生箇所における発行量と同量のクレジットを無効化口座に移転
- **公道用地や送電線等に転用されることが決まった場合で、プロジェクト計画作成時に予見しえないやむを得ない理由が認められる場合：**  
当該箇所における発行量と同量のクレジットを無効化口座に移転
- **方法論 FO-001 に基づく再造林モニタリング期間中に自然災害の発生や収用等のやむを得ない転用が発生し、標準伐期齢等に到達しえなくなった場合で、プロジェクト実施者から報告があった場合（再造林モニタリング期間中の自然災害等による被害から2年後の3月31日までに同一樹種の再造林を行う場合を除く）：**  
当該林分における標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量と同量のクレジットを無効化口座に移転

（実施要綱 3.3）